附　則

この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は幼保連携型認定こども園」を「、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。）」に改める。

第十五条第一項第八号中「学校及び」を「学校、」に改め、「という。）」の下に「及び学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）」を加える。

附則第八条第一項を次のように改める。

センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる施設の管理下における児童福祉法第四条第一項に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

一　保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。次号において同じ。）

二　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（次号の施設を除く。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の定めるところにより、その設備及び運営が保育所に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められるもの

三　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であって児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの

四　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業（次号において「特定保育事業」という。）を行う施設

五　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第九項、第十項又は第十二項に規定する業務を目的とする施設（次号の施設を除く。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の定めるところにより、その設備及び運営が特定保育事業を行う施設に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められるもの

六　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設の設置者の当該助成に係る業務を目的とする施設のうち児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするもの

附則第八条第三項中「学校の設置者」を「学校」に、「附則第八条第一項に規定する保育所等の設置者又は同項に規定する特定保育事業を行う者」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改める。

附　則

この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九号

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の五」に改める。

第三条及び第十三条第一項第一号中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

第十四条第一項中「「学資金」を「「学資貸与金」に、「学資金（」を「学資貸与金（」に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第二項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第三項中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第四項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第五項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第六項中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十五条の前の見出し中「返還」を「学資貸与金の返還」に改め、同条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十六条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「その学資金」を「その学資貸与金」に改める。

第十七条中「学資金」を「学資貸与金」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

（学資の支給）

第十七条の二　第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2　学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3　前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（学資支給金の返還）

第十七条の三　機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額の全部又は一部を返還させることができる。

一　学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

二　学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。